

山梨県スポーツ指導者協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は「山梨県スポーツ指導者協議会」と称する。(以下「協議会」という。)

(事務局)

第 2 条 この協議会の事務局を「甲府市小瀬町 8 4 0 財団法人山梨県体育協会」におく。

(目 的)

第 3 条 この協議会は、県内におけるスポーツ指導者の意識を高揚し、指導者としての資質の向上と相互の連携を図り、県民スポーツの普及、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協議会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内スポーツ指導者の組織的指導体制の確立。
- (2) 県内スポーツ振興のための指導者派遣活動。
- (3) スポーツ教室、各種講習会、研修会等の開催及び協力。
- (4) 指導者相互の情報交換と資料の収集及び研究物の発刊。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第 5 条 この協議会は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を有する者であつて、山梨県内に居住または勤務する者、及び財団法人山梨県体育協会の役員、専門委員会委員、競技団体役員、スポーツ団体役員をもって組織する。

(役 員)

第 6 条 この協議会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名 (支部代表・競技団体代表・各スポーツ団体代表)
監 事	2 名

(会長・副会長)

第 7 条 会長・副会長は、総会で選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理 事)

第 8 条 理事は、各支部代表及び競技団体代表、各スポーツ団体代表、山梨県体育協会から推挙されたものを総会で承認する。

- 2 理事は、理事会を組織し、会務を議決し執行する。

(監 事)

第 9 条 監事は、総会において選出する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

- 第11条 この協議会に顧問を置くことができる。理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 2 顧問は会長の諮問に応じ、業務の運営に参画する。
 - 3 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

- 第12条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長になる。
- 2 会長は、会員の3分の1以上から理事会に付議すべき事項を示して理事会招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

- 第13条 総会は、毎年1回会長が招集する。
- 2 会長は、会員の3分の1以上から総会に付議すべき事項を示して総会招集の請求があったときは、総会を招集しなければならない。
 - 3 緊急な場合は、理事会をもって総会にかえることができる。
 - 4 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画、予算の決定
 - (2) 事業報告、決算の認定
 - (3) 役員の選出

(会計)

- 第14条 協議会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。
- (1) 年会費 1,000円
 - (2) 補助金
 - (3) その他の収入
- 2 協議会の会計は、監事が監査し、理事会及び総会の承認を得なければならない。
 - 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(専門部会)

- 第15条 協議会は、その目的を達成するため必要があるときは、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(会則の変更)

- 第16条 この会則の改廃は、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は、平成2年2月18日から施行する。
- 2 平成4年5月17日一部改正。
- 3 平成6年4月24日一部改正。
- 4 平成8年5月12日一部改正。
- 5 平成15年5月11日一部改正。
- 6 平成16年5月16日一部改正。
- 7 平成17年5月21日一部改正。

山梨県スポーツ指導者協議会専門部会規約

(目的)

第1条 この規約は、山梨県スポーツ指導者協議会会則第15条第2項の規定に基づいて設置された専門部会に関することを定める。

(業務分掌)

第2条 専門部会の業務分掌は次のとおりとする。

- (1) 活動促進部会
 - ・研修会に関する事
 - ・各競技団体、支部に関する事
 - ・地域スポーツの推進に関する事
 - ・一貫指導体制に関する事
 - ・各競技団体の指導者バンク（広域スポーツセンター）に関する事
 - ・指導者派遣制度に関する事
 - ・表彰制度の確立（日体協・県体協）に関する事
- (2) 広報普及部会
 - ・会報作成（計画立案）に関する事
 - ・名簿作成に関する事
 - ・ホームページの開設（広域スポーツセンター）に関する事
 - ・マスコミ（新聞・テレビ・ラジオ）対応に関する事
- (3) 組織、財源部会
 - ・総合型地域スポーツクラブとの連携と対策に関する事
 - ・各関係団体との連携と対策に関する事
 - ・競技、支部連絡協議組織の立ち上げに関する事
 - ・NPO法人立ち上げの検討に関する事
 - ・登録会費の徴収（県・支部・競技）に関する事
 - ・受益者負担、還元制度の確立に関する事
 - ・助成事業の確保に関する事
 - ・スポンサー獲得に関する事

(組織)

第3条 専門部会に次の役員を置く。

部会長 1名
副部会長 2名
部会員 若干名

- 2 部会長及び副部会長は会長が指名するものとする。
部会員は部会長が理事の中から指名するものとする。
- 3 部会長、副部会長及び部会員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(部会)

第4条 部会は部会長が招集してその議長となる。

- 2 部会長が必要と認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(規約の変更)

第5条 本規約は協議会の議決によって変更することができる。

(施行月日)

第6条 本規約は平成16年5月16日から施行する。